

(教育委員会)

【豊中市立コミュニティプラザの使用料の設定について】

(質問)

これまでの繰り返しになりますが、コミュニティプラザを所掌する公民館では、公民館条例施行規則で料金設定を行っている一方で、コミュニティプラザ条例では、料金設定そのものの規定がなくコミュニティプラザは無料で利用できる施設となっており、いまだき無料で利用できる市有施設はほとんどない中で、他の施設利用との公平性の観点や、受益者負担の観点から、是非とも条例で料金設定を規定し、使用料の徴収を行うべきだと意見、要望させて頂いておりました。今回、施設の使用料を設定されるということですが、あらためて、今回の条例の設定に至った理由をお答え下さい。

<答弁>

地域住民の学習、交流その他の地域活動を行うために設置しておりますコミュニティプラザにつきましては、公民分館や校区福祉委員会、自治会といった地域の団体の活動拠点として、これらの団体の取り組みを支援する目的で、これまで無料により施設の使用に供してまいりました。

さらに、施設の有効活用や受益者負担の観点から、地域の団体の利用に支障のない範囲において、有料により一般の利用に供することをご提案するものです。

(質問)

一般利用に供することに伴い、使用料の設定を行われるわけですが、条例改正案には、第7条で「コミュニティプラザの施設の使用料は、無料とする。」との記載は残っています。使用料を徴収する場合と無料の場合、つまり一般利用と目的利用の線引きが曖昧な気がしますが、使用料を徴収するかしないかの線引きはどのような基準で、誰の判断で決定されるのでしょうか？

<答弁>

コミュニティプラザにつきましては、地域の団体の利用を目的とする施設であるため、現在まで使用してこられました地域の団体の利用については、引き続き無料として利用いただけます。

一般利用を有料利用としておりますのは、活動拠点を市外におく団体や、公民館などでも有料で、会員同士の趣味的な活動を目的としているサークル・グループなどを想定しています。それらの使用の判断については教育委員会として別途基準を定め、各コミュニティプラザ管理運営委員会とも調整しながら使用承認を行うこととしております。

(意見・要望)

施設利用の公平性の観点から使用料の設定をして頂くことは大変評価しております。今後は、使用料も設定することですし、広く市民の方々に使用して頂けるように努めて頂き、く

れぐれも地域の方々の私物と化されないようにして頂きたいと要望しておきます。また、一般利用・目的利用の線引きについては誰もが分かりやすく納得のいくような基準作りに努めて頂くとともに、今後お金のやり取りが発生するようになりますので、お金のやり取りをどのようにされるのかもはっきりと決めて頂き、曖昧にならないように努めて頂きたいと要望しておきます。

## 【市立豊島体育館ほか5施設の指定管理者の指定について】

(質問)

豊島体育館ほか5施設の指定管理については、候補者が1団体だったわけですが、このことについてどのように考えておられるでしょうか。体育館の管理や運営は民間企業では難しいということなのでしょうか。

<答弁>

体育館の管理・運営につきましては、民間企業が体育館の指定管理者になっている他市の事例も存在いたします。今回の公募に民間企業が応募しなかった理由としましては、応募の条件として意図的な障壁と思われるような条件は設定しておりませんが、同時期に近隣他市でも指定管理者の公募が行われていたことから、民間企業の応募が分散したと推測されます。

(質問)

指定管理の候補者が共同事業体となっているわけですが、このような応募の方法はこれまで、あまり無かったかと思いますが、何か理由があるのでしょうか。また、豊中市スポーツ振興事業団は豊中市の出資法人ですが、そのような法人が特定の民間法人と共同事業体を作って応募することは問題ないのでしょうか。

<答弁>

地方自治法244条の2の第3項には、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの」とあり共同事業体としての応募に問題はなく、他市でも事例はございます。また、出資法人が共同事業体を構成することも特に制限されていませんので、よろしくお願い致します。

(質問)

採点結果をみると、所要コスト(指定管理委託料)の適正度以外は満点で、「指定管理委託料の提案価格についてはもう少し努力出来ないかという点はあった」との記載もあり、提案価格は3億4450万2000円とのことですが、現在、この6施設の指定管理委託料はいくらでしょうか。最高評価点相当額の2億8930万8000円とは、5千万円以上もの差がありますが、この点についていかがお考えでしょうか。

<答弁>

2009年度における6施設分の指定管理委託料は、約3億2400万円でございます

ました。また、最高評価額とは、管理運営を行うにあたり最低賃金や正常な労働環境を守った上での創意工夫によりコストダウンできる最廉価であると考えさせていただいた金額でございますのでよろしくお願い致します。

#### (質問)

現在、市では、市の出資法人の見直しを検討されていますが、豊中市スポーツ振興事業団には市からの派遣職員がおられますし、そういった人件費の部分で必要以上に指定管理委託料が高くなってしまおうということになっているのではないのでしょうか。また、利用者満足度への配慮(利用者満足度の改善提案)の項目は満点になっていますが、具体的にどういった提案をされたのでしょうか。さらに、現在の各施設の利用率はどれくらいでしょうか。

#### <答弁>

市から出資法人に派遣されています職員の給与につきましては、現在、市から直接派遣職員に支払っておりますので、その人件費で指定管理委託料が高くなっているということはありません。次に利用者満足度についての提案でございますが、具体的には、各施設に意見箱を設置し、そこに寄せられた意見と回答を各施設内に掲示していることや、利用者アンケート調査を年1回実施し、その結果を分析していること等の提案があり、高く評価されたものであります。また、現在の各施設の利用率につきましては、2009年度実績で、フロアーの競技場で見ますと豊島体育館が95.8%、柴原体育館が97.4%、庄内体育館が95.8%、千里体育館が96.6%、武道館ひびきが86.3%、高川スポーツルームが86.9%となっておりますのでよろしくお願いいたします。

#### (意見・要望)

2009年度における6施設分の指定管理委託料が約3億2400万円に対し、提案価格が3億4450万円と約2000万円増額されていることは、疑問があります。これまでと比べて、それほど経費のかかる事業やサービスを追加すると言う訳でもないと思います。市から派遣されている職員を来年度から引き上げるための人件費分と考えても、市から派遣されている職員は3人で、3人新たに雇うことになっても2000万円もかかるとは思えません。

また、2009年度決算では、市が豊中市スポーツ振興事業団へ支出した金額は、指定管理委託料(5億8440万円)で、事業団の全収入の81%、一方で、自己収入は1億1849万7千円で全収入の16%となっています。提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではないとのことですので、確かにどの施設も利用率はかなり高い状況ではありますが、スポーツ振興事業団に対しより一層、自己収入を増やすことに力を入れ、それにより指定管理委託料を抑えることについて、検討頂くことを提案して頂きたいと要望しておきます。

### 【市立二ノ切温水プール・豊島温水プールの指定管理者の指定について】

#### (質問)

採点結果だけをみると第2候補者の民間事業者とは大きな差がありますが、どのような項

目で特に大きな差が出たのでしょうか。

**<答弁>**

今回の公募におきましては、審査基準に8つの項目を設け、各方向から提案内容を審査いたしました。第1候補者と第2候補者とでは、結果的に約270点の点差がつきました。8つのいずれの項目におきましても点差が見られますが、その中でも「サービス水準・施設効用の発揮」の項目、「従事者への配慮」の項目で、大きな差がついたところでございます。

**(質問)**

「指定管理委託料については、提案価格が少し高い点以外は特に大きな問題はない」と記載がありますが、実際、最高評価点相当額と提案価格には、約8300万円の差があります。こちらの指定管理についても、利用率を向上させる取組みなど、自己収入を増やすことに努めて頂く必要があるかと思いますが、具体的にどういった提案があったのでしょうか。また、現状の利用率はどのくらいなのでしょう。

**<答弁>**

水泳教室を18クラス新設・増設及び、生活習慣病予防教室等を4教室が新事業として提案されました。また、現状の利用率につきましては体育館のように専用使用ではありませんので利用率としてのデータはありませんが、2009年度における年間利用者数では、二ノ切温水プールが11万375人、豊島温水プールが10万9581人となっておりますので、よろしく願いいたします。

**(質問)**

来年4月1日から庄内温水プールが休館となりますが、それによる利用者の増加や利用料収入の増加見込及び、庄内温水プールをこれまで使用してこられた方への配慮策などについて、候補者から何らかの意見、提案はあったのでしょうか。

**<答弁>**

今回の公募におきましては、次年度休館予定の庄内温水プールに関しましては、募集要項中に一切の記載をしておりません。情報量の差が評価の差につながっては公平な選定にならないことから、庄内温水プールが存在しないことを前提に募集をさせて頂きました。このことから庄内温水プールの休館に伴う影響を提案に盛り込んでも、それはあくまで参考程度のものとし、全体の評価には影響しないものと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**(意見・要望)**

提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではないとのことですので、スポーツ振興事業団に対し施設の利用率を向上させるなど自己収入を増やすことに力を入れ、それにより指定管理委託料を抑えることについて、検討頂くことを提案して頂きたいと要望しておきます。平日、土日問わず、一般利用の方はかなり限られているようで、一方

で、水泳教室は非常に人気が高く、抽選もれで参加できない方も結構おられるようですので、もう少し水泳教室の枠を増やすなど検討して頂いてもよいのではないかと思います。

庄内温水プールの休止により、これまでの利用者には大きな影響が出ると思いますので、少しでもそのような利用者のニーズをニノ切や豊島温水プールで応えて頂けるように、周辺の民間事業者とも協議、連携を図りながら、指定管理者を中心に対処策を検討頂くことを強く要望しておきます。

#### (意見)

野球場やテニスコートについても、これまで既に指定管理委託を行っている体育施設と同様に指定管理に含んで欲しいと要望させていただいておりましたが、今回、野球場やテニスコートも含めた体育施設の一体的な指定管理に踏み切って頂いたことは大変、評価しております。この件については、提案価格が最高評価点相当額と同額となっていることから、これまで毎年、9施設の維持管理、運営には予定価格の約8800万円かかっていたものが、指定管理を導入することで約2800万円の削減につながったと考えられると思います。体育館や温水プールの指定管理委託料については、再検討が必要ではないかと思いません。